慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中国の社会主義化と司法体制： 「司法改革」運動を中心に、一九四九–一九五三年
Sub Title	China's socialization and the legal system : a case study of "Legal reform" movement
Author	有澤, 雄毅(Arisawa, Yuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2019
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.120, (2019. 3) ,p.181- 211
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20190315-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国の社会主義化と司法体制

――「司法改革」運動を中心に、一九四九―一九五三年――

有澤雄毅

一　はじめに
二　司法体制の諸相
(一)　司法組織の配置及び人選
(二)　法律制定の停滞
(三)　「誤判決事件」、「未解決事件」
三　中国の社会主義化と司法体制
(一)　「司法改革」運動の提起
(二)　「司法改革」運動の展開
(三)　「司法改革」運動の影響
四　おわりに

一　はじめに

本稿は、中華人民共和国（以下、中国）の社会主義化と司法体制を、「司法改革」運動を中心に考察するものである。一九五二年中旬、中国共産党（以下、共産党）は「司法改革」運動を開始した。「司法改革」運動とは何か――この問いに対し、党指導部は公式見解を表明してこなかった。二〇一一年に中共中央党史研究室が編纂した『中国共産党歴史（一九四九―一九七八）』は、「司法改革運動」という単語を使わず、建国初期の「司法体制と裁判手順に不足があったため、いくつかの地方の反革命鎮圧において誤逮捕、誤処刑等の偏向が現れた。中央はこれを見つけ次第修正した」と記述するのみである。(1) その一方で、司法研究者による「司法改革」運動の研究は数多く存在する。(2) 彼らは「司法改革」運動を次のように説明してきた。共産党は新たな国家を建設するあたり、人民法院（以下、法院）に前政権からの留用人員を置いていた。だが党指導部は一九五三年より中国が「社会主義の過渡期」への移行を開始する以前に、前政権からの留用人員を「整頓」しておく必要があると感じた。(3) そこで一九五二年六月、党指導部は朝鮮戦争が膠着状態に入ると「司法改革」運動を開始し、翌年二月には法院における留用人員のほぼすべてを「整頓」し、これを共産党員に置き換えた。この成果をして、司法研究者は「司法改革」運動を成功と見做している。つまり、党指導部と司法研究者のあいだで「司法改革」運動に対する評価が割れているのである。これはなぜだろうか。

本稿の問いを建国初期に関する司法研究を参照しながら解いていくと、次のようになる。司法研究者は、中国が「社会主義の過渡期」に移行するにつれ、「司法の独立」が消滅していったことを指摘する。(4) 本稿でも見るように「司法改革」運動においても、同様の傾向が存在した。「司法改革」運動において、党指導部は法院における留用人員の「旧法観点」、「旧法作風」を批判した。(5) 司法研究者はこの事象を法学的観点から分析した。それゆえ党指導部が、法

院における留用人員の「旧法観点」、「旧法作風」が如何なる問題を引き起こす、また実際に引き起こされたと認識してきたのかを議論してこなかった。

本稿が議論するように、「司法改革」運動は、党指導部が、法院における留用人員の「旧法観点」、「旧法作風」が「誤判決事件」、「未解決事件」を引き起こしていると認識し、これらを完全に解決すべく展開したものであった。[6] 党指導部は新たな国家を建設するにあたり、司法体制の整備を試みた。ところが党指導部が大衆動員を繰り返したため、「誤判決事件」、「未解決事件」は増え続けた。このような状況を党指導部は自らの信頼性を低下させるとして懸念した。そこで党指導部は、「司法改革」運動を通じて法院における留用人員の「整頓」と、「誤判決事件」、「未解決事件」の解決を目指したのである。党指導部は「司法改革」運動の具体的な執行方法を、地方党指導部に委ねた。[7] その結果、地方党指導部は、成果の数値化が可能な、法院における留用人員の「整頓」を「旧法観点」、「旧法作風」の解決に優先した。法院を含む司法部門としては、「司法改革」運動以前に自らの組織からある程度に前政権からの留用人員を排除していたため、党指導部の言うような全面的な「整頓」を必ずしも行うべきだと認識していなかったが、彼らの命令に従わざるを得なかった。こうして「司法改革」運動は、法院における留用人員の「整頓」には成功したものの、「誤判決事件」、「未解決事件」の解決には失敗したのである。「司法改革」運動について党指導部が公式見解を表明しないのは、それが社会主義国家における司法体制の限界を露呈することにつながるためである。

本稿は次の論証手順を採る。第二章では、建国当初の司法体制の諸相を解明する。㈠では、司法組織の人員構成と関係を考察する。㈡では、党指導部による法律制定が停滞していたことを明らかにする。㈢では、党指導部の「誤判決事件」、「未解決事件」に対する認識と対応を明らかにする。第三章では、党指導部による「司法改革」運動の展開を分析する。また中国の社会主義化が完成したにもかかわらず、「誤判決事件」、「未解決事件」が存在してしまう状況に、党指導部が如何に対応しようとしていたのかを検討する。

二　司法体制の諸相

㈠　司法組織の配置及び人選

一九四九年九月、共産党は中国人民政治協商会議を開催し、中央人民政府を立ち上げた。「中央人民政府組織法」（以下、「組織法」）は中央人民政府下に、政務院、最高人民法院、最高人民検察署、政務院下に、政治法律委員会（以下、政法委員会）、法制委員会、司法部、公安部の設置を定めた。[8]

中央人民政府の各組織の役割は次のようである。政法委員会の役割を、政務院副総理の董必武は次のように説明した。政法委員会は政務院に隷属し、公安部、司法部、法制委員会を指導すると同時に、毛沢東主席と周恩来総理の委託を受け、最高人民法院、最高人民検察署と人民監察委員会を指導し、連絡する組織である。[9]政法委員会は、ソ連また中国建国以前の共産党の司法体制には存在しない。[10]これは共産党が考案した組織だと考えられる。政法委員会の構成員は次のようであった。[11]政法委員会は主任に華北人民政府主席の董必武、副主任に共産党北京市委員会書記の彭真、清華大学教授の張奚若、陳紹禹、彭澤民を置いた。政法委員会における主任、副主任の役職は、張奚若を除き共産党員が占めた。委員の役職は、三分の一が共産党以外の政党が占めた。

最高人民法院の役割は、「組織法」第二六条に次のようにある。最高人民法院は最高審判機関であり、全国各級の審判機関の審判工作の指導と監督に責任を負う。[12]中央人民政府委員会は最高人民法院院長に沈鈞儒を置いた。[13]沈鈞儒は中国民主同盟の副主席兼常務委員であり、蔣介石の国民党に抗議してきた政治活動家兼弁護士であった。中央人民政府委員会は最高人民法院副院長に、元中国人民解放軍総軍法処処長の呉漑之と上海復旦大学教授の張志譲を置いた。張志譲は、国共内戦期に上海各大学教授連誼会を組織し、蔣介石の国民党に抗議してきた。[14]最高人民法院では、院長、

副院長及び委員の三分の一を共産党以外の政党出身者が占めた。

司法部について、「組織法」第一八条には次のようにある。司法部は司法行政工作を主管する。[15] 一九五〇年三月二六日の『人民日報』の補足説明によると、最高人民法院が審判機構であるのに対し、司法部は司法行政機構であった。[16] 中央人民政府委員会は司法部長に史良を置いた。史良は蔣介石の国民党に抗議してきた女性の政治活動家兼弁護士であった。副部長には李木庵が就いた。李木庵は共産党員で、共産党支配下の陝甘寧辺区高等法院において高等法院長を務めた。[17] 辦公庁主任の王懐安も、陝甘寧辺区高等法院において審判員を務めた。司法部では、部長を除き、副部長以下の大半を共産党員が占めた。

法制委員会について、「組織法」には具体的な役割の記載がない。一九五〇年四月一六日の『人民日報』に補足説明がある。それによると、法制委員会は中央人民政府の意思を受け、政務院と政法委員会の指導下に、法律草案と中央人民政府各機関が起草したその他の法規の草案を研究、起草、審議する組織である。[18] 中央人民政府委員会は法制委員会主任に陳紹偶を置いた。陳紹偶は、王明という別名を有した。王明は一九三〇年代に毛沢東との権力闘争に敗れて共産党主席の地位から失脚し、一九五〇年一〇月には病気療養を理由に訪ソしたまま帰国しなかった。[19] 副主任はいずれも共産党員で、張曙時、許德珩は華北人民政府で監察院副院長、陳瑾昆は華北人民法院院長を務めた。法制委員会の主任、副主任、委員のうち九人は、建国前から存在した中央法律委員会の構成員だった。[20] 法制委員会では、主任副主任を共産党員が占め、委員以下を共産党員とその他の政党出身者が占めた。

最高人民検察署の役割は、「組織法」第二八条に次のようにある。最高人民検察署は政府機関、公務人員と全国国民の厳格な法律の遵守に責任を負う。[21] 中央人民政府委員会は最高人民検察署検察長に羅栄桓を置いた。羅栄桓は人民解放軍軍人であった。だが彼は着任時点で体調を崩しており、一九五三年に入るまで羅栄桓の代理は置かれなかった。副検察長の李六如は共産党員で、東北人民政府司法部長及び法院長を歴任した。同じく副検察長の藍公武は無党派の

表１　政治法律委員会の人員構成（1949年10月）

職位	名前	経歴
主任	董必武(63)	中国共産党、元華北人民政府主席
副主任	彭真(47)	中国共産党、中共北京市委員会書記
	張奚若(60)	無党派民主人士、教授
	陳紹禹(45)	中国共産党、元中共中央法律委員会主任（元共産党最高指導者、別名王明）
	彭澤民(72)	中国農工民主党中央監察委員会主任（国民党左派元老、華僑工作者）
委員	沈鈞儒(74)	最高人民法院院長（弁護士、中国民主同盟副主席）
	羅栄桓(47)	最高人民検察署検察長（人民解放軍軍人）
	呉溉之(51)	最高人民法院副院長（人民解放軍軍人）
	張志讓(55)	最高人民法院副院長（大学教授、法学家）
	李六如(62)	最高人民検察署副検察長（共産党員、東北人民政府司法部部長、法院長）
	藍公武(62)	最高人民検察署副検察長（ジャーナリスト、大学教授、華北人民政府副主席）
	謝覚哉(65)	内務部部長（共産党員、ジャーナリスト、法律専門家）
	武新宇(43)	内務部副部長（共産党員、中共晋南工委書記）
	陳其瑗(62)	内務部副部長（華僑指導者）
	羅瑞卿(43)	公安部部長（人民解放軍軍人、最高検察署委員、人民革命軍事委員会委員）
	楊奇清(48)	公安部副部長（共産党員、華北局社会部副部長、中央軍事委公安部副部長）
	史良(49)	司法部部長（中国民主同盟、女性弁護士、女性指導者）
	李木庵(65)	司法部副部長（共産党員、陝甘寧辺区高等法院院長、検察長、中央法律委員会委員）
	張曙時(65)	法制委員会副主任委員（共産党員、元大学教授、陝甘寧辺区政府法制室主任、華北人民政府人民監察院副院長）
	許徳珩(59)	法制委員会副主任委員（大学教授、マルクス著作翻訳家、九三学者理事）
	陳瑾昆(62)	法制委員会副主任委員（大学教授、共産党員、国民政府司法行政部司長。中央法律委員会委員、華北人民法院院長）
	李維漢(53)	民族事務委員会主任委員（共産党員、中央統一戦線工作部部長）
	烏蘭夫(43)	民族事務委員会副主任委員（共産党員、モンゴル族出身の革命家、民族工作の指導者）
	劉格平(45)	民族事務委員会副主任委員（回族、元華東人民革命大学副校長）
	賽福鼎(34)	民族事務委員会副主任委員（ウイグル族の革命家）
	陶希晋(41)	政治法律委員会秘書長（共産党員、華北人民政府秘書長）
	呉玉章(71)	中国共産党中央委員（中国同盟会、中国国民党、陝甘寧辺区政府文化委員会主任、華北大学校長）
	張文(61)	中国国民党革命員会中央常務委員（民国軍人）
	王葆真(60)	中国国民党革命員会中央常務委員（民国政治家）
	李任仁(42)	中国国民党革命員会中央執行委員（民国教育家）
	周鯨文(42)	中国民主同盟中央常務委員（民国教育家、政治家）
	劉王立明(52)	中国民主同盟中央委員（民国女性政治家）
	叶篤義(37)	中国民主同盟中央委員（民国政治家）
	郭冠傑(67)	中国農工民主党中央執行委員（大学教授）
	郭則沉(43)	中国農工民主党中央執行委員（大学教授）
	黄琪翔(51)	中国農工民主党（民国期軍人、総統府戦略顧問委員会委員）
	陳銘枢(61)	三民主義同志連合会中央常務委員（民国軍人、政治家）
	郭春濤(51)	三民主義同志連合会中央常務委員（民国政治家）

	許宝駒(60)	三民主義同志連合会中央常務委員（民国政治家）
	陳演生(74)	中国致公党中央常務委員（民国政治家、在香港実業家）
	謝雪紅(48)	台湾民主自治同盟主席（日本統治下台湾における共産主義運動指導者）
	易礼容(51)	中華全国総工会常務委員（共産党員、後に無党派人士）
	李秀真(49)	農民労働英雄（農村婦女労働模範）
	鄧穎超(45)	中華全国民主婦女連合会副主席（女性共産党員、周恩来婦人）
	廖承志(42)	中華全国民主青年連合総会主席（共産党員、宣伝工作、華僑工作指導者）
	鄧初民(60)	教授（マルクス主義政治学者、中国民主同盟の理論家）
	呉耀宗(56)	宗教界中華基督教青年会全国協会編輯部主任（宗教家）
	周善培(74)	実業界（清国官僚、辛亥革命以降、政界引退）
	顔恵慶(72)	慈善界（外交官、北京政府の閣僚を歴任した政治家、教育者、社会事業家）
	林仲易(56)	弁護士（大学教授、弁護士、光明日報社長、最高人民法院顧問）
	章士剣(68)	弁護士（大学教授、国民政府閣僚。段祺瑞執政府司法総長、教育総長、弁護士）
	江庸(71)	弁護士（裁判官、大学教授、弁護士）

出典：「政治法律委員会主任副主任及委員名単」『人民日報』1949年10月20日をもとに筆者作成。括弧内の情報は、廖蓋隆、羅竹風、范源主編『中国人民大詞典』（上海：上海辞書出版社、当代人物巻、1992年）、山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）、徐友春主編『民国人物大辞典』（石家荘：華北人民出版社、上下巻、2007年）等をもとに筆者が必要に応じて追記したものである。

表２　最高人民法院の人員構成（1949年12月）

職位	名前	経歴
院長	沈鈞儒(74)	中国民主同盟（弁護士）
副院長	呉漑之(51)	中国共産党、元中国人民解放軍総部軍法処処長
	張志讓(55)	教授（元復旦大学法学院長）
委員	陳紹禹(45)	中国共産党、元中共中央法律委員会主任
	朱良才(49)	中国共産党、中国人民解放軍河北郡区政治部主任（華北軍政大学副政治委員）
	馮文彬(38)	中国新民主主義青年団中央委員会書記（共産党員、青年工作指導者）
	許之楨(51)	中華全国総工会常務委員（共産党員、労働者組合指導者）
	李培之(45)	中華全国民主婦女連合会執行委員（共産党員、女性指導者）
	費青(42)	教授（弁護士）
	賈潛(46)	司法工作者、元華北人民政府司法部副部長（共産党員）
	王懐安(34)	司法工作者、元華北人民政府司法部秘書長（共産党員）
	陳瑾昆(62)	司法工作者、元華北人民法院院長（共産党員、国民政府司法官、大学教授）
	呉昱恒(66)	弁護士（中国民主同盟、元北平地方法院長）
	閔剛候(45)	弁護士（中国民主同盟、法学者）
	陸鴻儀(69)	弁護士（北京政府司法官）
	沙彦楷(74)	弁護士（中国民主同盟、法学家）
	兪鐘駱(不明)	弁護士（元上海市弁護士協会所属）

出典：中央人民政府人事部編「中央人民政府最高人民法院」『任命録1949-1950』、159-160頁より筆者作成。括弧内の情報は、廖蓋隆、羅竹風、范源主編『中国人民大詞典』（上海：上海辞書出版社、当代人物巻、1992年）、山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）、徐友春主編『民国人物大辞典』（石家荘：華北人民出版社、上下巻、2007年）等を元に筆者が必要に応じて追記したものである。

表３　司法部の人員構成（1949年12月）

職位	名前	経歴
部長	史良(49)	中国民主同盟、弁護士（女性指導者）
副部長	李木庵(65)	中国共産党、元中共中央法律委員会委員（陝甘寧辺区高等法院院長、検察長、中央法律委員会委員）
辯公庁主任	王懐安(34)	東北人民政府司法部部長（共産党員、最高人民法院委員兼任）
第一司司長	王悦塵(41)	華北人民政府司法部視察室主任（共産党員、元邯鄲市委書記兼市長）
第二司司長	曹傑(53)	東呉大学教授（共産党員、元中華民国法官）
第三司司長	王乃堂(51)	華北人民政府司法部第一処処長（共産党員、元晋冀魯豫辺区高等法院代理院長）
第四司司長	王懐安(34)	（兼任）
第四司副司長	王汝琪(37)	中国政法大学第二部主任（共産党員、女性指導者）

出典：中央人民政府人事部編『任命録：1949-1950』（内部資料、1950年）、109頁より筆者作成。括弧内の情報は、廖蓋隆、羅竹風、范源主編『中国人民大詞典』（上海：上海辞書出版社、当代人物巻、1992年）、山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）、徐友春主編『民国人物大辞典』（石家荘：華北人民出版社、上下巻、2007年）等をもとに筆者が必要に応じて追記したものである。

表４　法制委員会構成員一覧（1949年12月）

職位	名前	経歴
主任	陳紹禹(45)	中国共産党、元中共中央法律委員会主任（元共産党最高指導者）
副主任	張曙時(65)	中国共産党、元華北人民政府監察院副院長（大学教授、陝甘寧辺区政府法制室主任）
	許德珩(59)	九三学社、教授（マルクス著作翻訳家、九三学者理事）
	陳瑾昆(62)	元華北人民法院院長（大学教授、共産党員、国民政府司法行政部司長、中央法律委員会委員）
委員	沈鈞儒(74)	最高人民法院院長（弁護士、最高人民法院院長兼任）
	張志讓(55)	最高人民法院副院長（元復旦大学法学院長）
	李六如(62)	最高人民検察署副検察長（共産党員、東北人民政府司法部部長、法院長）
	謝覚哉(65)	内務部部長（共産党員、ジャーナリスト、法律専門家）
	史良(49)	司法部部長（中国民主同盟、女性弁護士、女性指導者）
	李木庵(65)	司法部副部長（共産党員、陝甘寧辺区高等法院院長、検察長、中央法律委員会委員）
	何世琨(50)	中国農工民主党（抗日運動指導者）
	李達(59)	無党派民主人士、教授（中国共産党創立に参加。マルクス主義理論家）
	孟慶樹(38)	元中共中央法律委員会委員（陳紹禹夫人、女性指導者）
	呉昱恒(66)	弁護士（中国民主同盟、元北平地方法院院長）
	王之相(54)	教授（法学家）
	戴修瓚(62)	教授（法学家）
	呉伝頤(39)	教授（法学家）
	李祖萌(52)	教授（法学家）
	李光燦(31)	教授（共産党員、法学家）

出典：中央人民政府人事部編『任命録：1949-1950』(内部資料、1950年)、115-116頁より筆者作成。括弧内の情報は、廖蓋隆、羅竹風、范源主編『中国人民大詞典』（上海：上海辞書出版社、当代人物巻、1992年）、山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）、徐友春主編『民国人物大辞典』（石家荘：華北人民出版社、上下巻、2007年）等をもとに筆者が必要に応じて追記したものである。

人物で、ジャーナリスト及び北京大学教授を経て、一九四五年解放区入りした。その後は華北人民政府副主席及び民政部長を歴任した。最高検察署では、検察長と副検察長の一人を共産党員、もう一人の検察長と委員の半分を共産党以外の出身者が占めた。委員は公安出身者が半分近くを占めた。

公安部について、「組織法」一八条に次のようにある。公安部は公安行政工作を主管する。中央人民政府委員会は公安部長に羅瑞卿を置いた。羅瑞卿は人民解放軍兵団政治委員、最高人民検察署の委員を兼任した。副部長の楊奇清は華北人民政府で公安部副部長を務めた。辦公庁主任の徐子榮は人民解放軍軍副政治委員を務めた。副主任の劉復之は中央華北局社会部第三室副主任、秘書室主任を務めた。公安部では、委員以上は共産党員が占めた。また表5のように、公安部の構成員のうち、半数が最高人民検察署の構成員を兼任したことにより、公安と検察の機能分担が曖昧になった。

共産党による、司法組織の配置と人選をまとめると次のようになる。第一に、共産党は新民主主義の観点から司法組織の配置と人選を行った[22]。最高人民法院と司法部の指導組織である政務院政法委員会主任は、共産党員を選出した。最高人民法院院長と司法部部長は、共産党員以外の民主党派から選出した[23]。各組織の副主任、副院長、副部長以下には民主党派の指導者を数多く配置した。最高人民法院院長と司法部長は、共産党と関係が良好な民主党派の人物であった[24]。第二に、共産党は限られた人的資源のなかで司法組織の配置と人選を行った。公安と検察は構成員の約半数が重複し、公安と検察の機能分担が曖昧化した。また法制委員会主任は長期間にわたり不在で、法制委員会の主導による司法制度の創出を困難にした。図1は、「組織法」に基づき、筆者が整理した司法体制の概観である。次章で見るように、司法体制の運用は、共産党が「組織法」に定めたものではなく、むしろ筆者が次章以降議論していくような現実的な運用が為されていった。

表５　公安部、最高人民検察署の人員構成と重複（1949年12月）

公安部の人員構成

職位	名前	経歴
部長	羅瑞卿(43)	中国共産党、元人民解放軍兵団政治委員（人民解放軍軍人）
副部長	楊奇清(48)	中国共産党、華北人民政府公安部副部長（人民解放軍軍人）
副主任	劉復之(32)	元中国共産党中央華北局社会部第三室副主任、秘書室主任（情報工作指導者）
第二局局長	雷榮天(34)	元人民解放軍軍政治委員（共産党員、人民解放軍軍人）
第三局局長	卓雄(34)	元人民解放軍軍政治委員（共産党員、人民解放軍軍人）
第四局局長	鄧少東(39)	元人民解放軍軍副政治委員（共産党員、人民解放軍軍人）
第五局局長	蔡順禮(35)	元人民解放軍軍副政治委員兼政治部主任（共産党員、人民解放軍軍人）
第六局局長	徐子榮(42)	元人民解放軍軍副政治委員（共産党員、人民解放軍軍人）
辨公庁主任	徐子榮(42)	（兼任）

最高人民検察署の人員構成

職位	名前	経歴
検察長	羅榮桓(47)	中国共産党（人民解放軍軍人）
副検察長	李六如(62)	中国共産党、元東北人民政府司法部長兼人民法院院長（共産党員、東北人民政府司法部部長、法院長）
	藍公武(62)	無党派民主人士、元東北人民政府司法部長、法院長（ジャーナリスト、大学教授、華北人民政府副主席）
委員	羅瑞卿(43)	中国共産党、中央人民政府公安部部長（人民解放軍軍人）
	楊奇清(38)	中国共産党、中央人民政府公安部副部長（人民解放軍軍人）
	何香凝(70)	中国国民党革命委員会中央常務委員（女性指導者）
	李錫九(76)	中国国民党革命委員会中央監察委員（民国政治家）
	周新民(52)	中国民主同盟中央常務委員（地下共産党員、法学家）
	陳少敏(47)	中華全国民主婦女連合会執行委員（共産党員、女性指導者）
	許建国(46)	公安工作者（共産党員、情報工作指導者）
	汪金祥(42)	公安工作者（共産党員、元東北人民政府公安部長）
	李士英(37)	公安工作者（共産党員、公安・情報工作指導者）
	卜盛光(43)	公安工作者（共産党員、情報工作指導者）
	馮基平(38)	公安工作者（共産党員、公安・情報工作指導者）
	周新民(52)	（兼任）

出典：公安部、最高人民検察署の人員構成表は、それぞれ中央人民政府人事部編『任命録：1949–1950』（内部資料、1950年）、53–54頁、161–162頁より筆者作成。網掛け部分は、公安部、最高人民検察署で重複している人員を示す。括弧内の情報は、廖蓋隆、羅竹風、范源主編『中国人民大詞典』（上海：上海辞書出版社、当代人物巻、1992年）、山田辰雄編『近代中国人名辞典』（霞山会、1995年）、徐友春主編『民国人物大辞典』（石家荘：華北人民出版社、上下巻、2007年）等を元に筆者が必要に応じて追記したものである。

図１　中央人民政府成立時の司法体制（1949年10月）

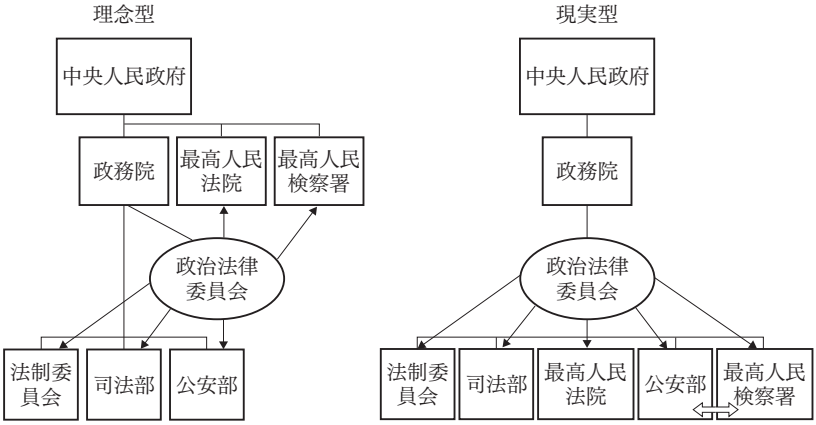

注：「理念型」の図は、「中華人民共和国中央人民政府組織法」『人民日報』1949年９月27の図を参考に筆者が作成した。「現実型」の図は、筆者が司法体制の現実の運用をもとに作成したものである。次章で見るように、司法体制は「理念型」から「現実型」の運用が為されるようになっていった。

(二)　法律制定の停滞

党指導部は国共内戦の勝利を見込むと、新たな法律の制定を試みた。一九四九年元旦、蔣介石は共産党に停戦を呼びかけた。その際、「神聖な憲法が私のゆえに背かれず、民主的憲政が破壊されず、中華民国の国体が確保され、中華民国の法統が中断されないこと」を訴えた。[25] この蔣介石の呼びかけに対し、毛沢東は「偽憲法の廃止」、「偽法統の廃止」を主張した。[26] 二月二〇日、党指導部は、国民党の『六法全書』は廃棄し、人民の新たな法律がまだ体系的に発布されない以前には、党の政策及び人民解放軍が発布した各種の綱領、条例、決議に依拠し、新民主主義の政策に従うと指示した。[27]

政法委員会主任の董必武は、新たな法律の創出に楽観的だった。一九五〇年一月四日、新法学研究院の開校式典にて、董必武は司法幹部に「新たな法律は未だに制定されていないが、焦ることはない。法律は人類が創造したものだからだ。漢朝も初年は完全な法律を持たず、劉邦の『約法三章』のみであった」、「我々には依拠できる各種の政策、

法令がある」と講話を述べた。[28] 董必武は、司法部門内に新たな法律が創出できていないことを懸念する声があることを知っていた。だが董必武は共産党の政策へ信頼が厚かったがゆえに、新たな法律の創出に楽観的であった。党指導部は解放区で制定してきた政策、法令が全国範囲でも通用すると認識していたのである。

しかしながら、現実には新たな法律の創出は困難だった。一九四九年一〇月二七日、ローシャンが沈鈞儒を訪問した際、沈鈞儒は司法制度創出の困難を吐露した。[29]「政府に忠誠を尽くす訓練を受けた法律専門人材が大量に欠乏している。法院と検察組織を立ち上げる準備をしているが、困難に直面している。新たな法律は現在に至るまで制定できていない。地方政府は革命法規を顧みず、勝手に問題解決を主張している」として、中国に法律専門家を派遣するよう沈鈞儒はソ連に依頼した。[30] 沈鈞儒は法律の知識がある身として、共産党が自力で新たな司法制度を創り出すことに限界があると認識していた。沈鈞儒をはじめ民主党派の指導者は、法律に関する知識を持っていたがゆえに、新たな法律の創出に悲観的であった。

党指導部は司法幹部の養成に力を入れた。党指導部は、中国政法大学を一九四九年六月九日に設置した。中国政法大学は三部構成で、生徒数は一五〇〇名であった。第一部は各解放区から県級司法科長以上の幹部が参加し、四〇〇名が四か月間訓練を受けた。第二部は旧弁護士及び司法工作人員及び法科大学の卒業生が参加し、五〇〇名が一〇か月間訓練を受けた。第三部は高校卒業生及び法科大学学生が参加し、六〇〇名が三年間訓練を受けた。専任教授、政法機関首長、ソ連の専門家が講義を行った。[31] また一九五〇年一月四日には、中国政法大学の敷地内に新法学研究院を設置した。新法学研究院では、旧司法人員三〇〇名が訓練を受けた。[32] 一九五一年には、中央人民政府司法部訓練班を設置した。[33] 党指導部は司法幹部の養成を急いだ。だが養成人数を見る限り、中国全土を統治するには物足りなかった。

このように共産党は国民党の法律を廃除し、共産党の新たな法律を創出することを試みた。民主党派は法律の創出に対して悲観的であったにもかかわらず、共産党は楽観的であった。現実的には法律の創出は困難だった。このよう

に法律に空白が生じたことは、次節以降で論じるような「誤判決事件」、「未解決事件」が起きる要因の一つとなったのである。

(三)「誤判決事件」、「未解決事件」

一九四九年一〇月の建国以降、中国共産党は国内の残存勢力の掃討に乗り出した。一九五〇年一〇月、中国の朝鮮戦争への参戦が現実化すると、党指導部は国内の残存勢力への対応を厳格化した。党指導部は、残存勢力への対応を取りまとめた「反革命鎮圧に関する指示」を制定した[34]。党指導部は、帝国主義、封建主義、官僚資本主義の残存勢力を「反革命分子」とした。「反革命分子」の検査は、検察、公安部門、裁判は法院、軍事管制委員会軍法処の管轄とした。そのうえで法院工作が反革命案件の処理の重点だとした。建国初期において、党指導部は、司法、検察、公安の三者による役割分担を想定していた。

しかしながら、実際には三者による役割分担に対する批判が優勢を占めた。一九五〇年一〇月中旬に開催された第二回全国公安会議において、公安部長の羅瑞卿は、法院の「反革命分子」に対する処刑数の不足、収監の長期化、裁判手続きの煩雑さ、裁判人員の「旧法観点」を批判した[35]。国家副主席の劉少奇も法院の「反革命分子」への対応が寛大過ぎるとして批判した。劉少奇は、公安局員は検察署員も兼ねるため、法院に干渉する権限があるとした。彼はさらに政府と共産党も法院を正せるとの見解を示した[36]。羅瑞卿、劉少奇の批判に対して、政法委員会副主任の彭真は、「特に付け加えることもない」と返答した。彭真は法院に対する批判を受け入れた。こうして党指導部内には、公安及び検察の法院への介入もやむを得ないとする認識が出来上がった。

党指導部が地方党指導部に「反革命鎮圧」運動の厳格化を指示すると、「誤判決事件」を懸念する声が起こった。一九五〇年一二月には、彭真が「反革命鎮圧」運動における「反革命分子」概念が不明確であることを指摘した。彼

は一般大衆が私怨の報復者を「反革命分子」と見做したり、どの組織にも属さないがゆえに「反革命分子」だと見做さなかったり、階級区分に基づき「反革命分子」と見做している状況を懸念した。[37] また一九五一年三月から五月にかけ、『内部参考』は「誤判決事件」が大都市で大衆に混乱を引き起こしている様子を報道した。それによると、「反革命鎮圧」運動の過激化により「誤判決事件」が重慶、貴州、蘭州で発生し、自殺者が多数出ている状況に大衆の不満が高まっていたのであった。[38]

法院は「未解決事件」においても苦境に立たされていた。一九五〇年一〇月一四日、政務院総理の周恩来と最高人民法院院長の沈鈞儒が『人民日報』に連名で、「未解決事件」の堆積が深刻であるため、その処理を迅速且つ正確に行い、政治的任務を達成すべきだという指示を下していた。[39] その指示のなかで周恩来と沈鈞儒は、事件の性質により必要に応じて、一部の幹部を選出してその処理に当たらせるべきという見解を示した。この「必要に応じて」という文言は、他の公安、検察等の法院に対する介入も止むなしと考える、他部門の指導者に対する予防線であったといえる。また一九五一年一月九日には、法院にプレッシャーをかける文章が『人民日報』に掲載された。[40] この記事は、法院の仕事ぶりを誉めつつも、一般大衆から法院の控訴案件処理の緩慢さに対して不満を述べる投書が数多く届いている状況を直ちに改善し、彼らの期待を裏切らないよう要求するものであった。

毛沢東は一般大衆の不満が高まりつつある状況を懸念した。一九五一年二月一八日、「『反革命分子」に対する死刑判決は、一般的に大衆を経て、民主人士に見知らせ、厳密にこれを管理し、乱れず、間違えぬ」ことを指示した。[41] 二月二八日、毛沢東は司法部長である史良の執筆した「反革命鎮圧」運動に関する文章を称賛した。毛沢東は「司法部長で民主人士でもある」史良に倣って「間違った思想を温存する社会人士と萎縮している人々を説得すべきだ」と強調した。[42] 毛沢東は社会的影響力を持つ、司法部長且つ民主党派の史良を利用して、一般大衆及び民主党派の不満を緩和しようとしたのである。

一九五一年三月、劉少奇は第三回全国公安会議において「未解決事件」の拘留状況について指摘した。劉少奇は、現在全国に九〇万人の拘留者がいるとし、それは今後一〇〇万人まで増加すると予測した。[43] 劉少奇は、数か月の刑から無期懲役までいる拘留者を如何に処理し、判決するのかは「大問題である」と指摘した。また彼は「数か月内に解決しなければならない」、「これ以上逮捕してはならない」、「もう九〇万人を拘留しておく場所はない」と主張した。党指導部には、「反革命鎮圧」運動により拘留者及びそれに伴う「未解決事件」が急増し、監獄を逼迫させているという危機感が存在していた。

一九五一年四月末になると、毛沢東は「反革命鎮圧」運動の抑制に転じた。四月三〇日、毛沢東は「処刑者は多過ぎてはならず、多過ぎれば社会の同情を失い、労働力を失う」とし、農村では「反革命分子」の処刑人数は人口比率の〇・一パーセントを超えてはならず、都市では〇・一パーセントより少なければならないと各地の党指導者に指示した。五月八日には、「反革命分子」に対して二年間の執行猶予を与えることを毛沢東は指示した。[44] 毛沢東は「この政策は、慎重であり、間違いを避け、広範な社会人士の同情を獲得し、反革命勢力を分裂させ消滅するのに有利」だと主張した。また毛沢東は一九五一年五月の第三回全国公安会議における「未解決事件」の報告を受け、六月一日から九月三一日までの四か月間、全国各地で原則一律に逮捕を止め、各方面から幹部を転用し、「未解決事件」を処理し終えるべきだとした。[45] こうして「反革命鎮圧」運動は収束していった。

だが一九五一年一一月、党指導部が「三反五反」運動を指示すると、「誤判決事件」が再び多発した。[46] 北京市党委員会の報告によると、北京市では市各機関と企業に六五〇名の汚職分子おり、そのうち五一二名をすでに処理、一三〇名を解任あるいは解雇、一〇五名を徒刑、四名を死刑と判決した。[47] 一九五二年二月末の北京市公安局の報告によると、一九五一年一二月一八日から一九五二年二月一七日までの二か月間における「三反」運動の自殺及び未遂案件は二七四件発生し、一三九人が死亡、一一三人が未遂に終わった。[48] その要因の一つとして、「自殺者及び未遂者は、汚

職が大きくなく、ある者は汚職していないにもかかわらず、政策を完全に認識しなかったために白状をしないか、白状後に憂慮し、処分を恐れて自殺した」と指摘した。[49] また一九五二年二月の上海における状況を薄一波は次のように回想した。薄一波によると、彼が上海に到着した時点において、資本家の自殺事件が四八件発生し、そのうち三四人が死亡していた。[50] また三月の『内部参考』の報道によると、華東区と上海では八万人の汚職分子のうち、二万人が間違いであると報告した。[51]「三反五反」運動における被害者数は深刻だった。このなかに「誤判決事件」が多かったことは想像に難くない。

一九五二年五月中旬、党指導部は「三反五反」運動の抑制に転じた。六月一五日、「三反」運動を終結するに際して、「誤判決事件」への対応が焦点となった。党指導部は「正しい者を定め、間違いのある者を改める」ことを指示した。[52] 党指導部は、無期徒刑及び死刑が多過ぎる傾向を懸念していた。だが党指導部は「三反五反」運動における自殺者と「誤判決事件」を関係付けて認識していなかった。一九五二年二月末の北京市公安局の自殺者の報告に対して、彭真は「汚職分子の自殺者に同情はできない」と述べていた。彭真の認識では、「政策を完全に認識」し白状すれば、極刑を論理上に免れ得たためである。建国初期の「誤判決事件」、「未解決事件」はかくして起こったのである。

三　中国の社会主義化と司法体制

㈠　「司法改革」運動の提起

党指導部が社会主義構想を打ち出すと、司法体制の社会主義化も本格化していった。一九五一年二月一八日、毛沢東は一九五三年より中国は「社会主義の過渡期」に移行すると宣言した。毛沢東は現在より二二か月内に「社会主義

の過渡期」に移行する準備を進めるよう指示した。[53] 中国が「社会主義の過渡期」に移行するに際し、党指導部は政府組織において社会主義イデオロギーを徹底させるとともに前政権からの留用人員を「整頓」し、共産党人員で置き換える必要があると認識していた。[54]

このような状況下において、彭真は「司法改革」運動を提起した。一九五二年一月三一日、彭真は中央政府の政法部門における「三反」運動の状況を周恩来、毛沢東、党指導部に報告した。[55] 彭真は報告において「『三反』運動後、司法幹部の旧法観点とその残余の影響を排除する運動を展開してこそ、司法工作を改善することができる」と主張した。[56] さらに二月九日にも彭真は、最高人民法院における「三反」運動の状況を周恩来、毛沢東、党指導部報告するなかで、司法幹部の思想改造運動を展開する必要性を主張した。[57]

党指導部は、「司法改革」運動に先駆けて各地の視察を行った。政務院政法委員会は中央政法機関連合視察組として四つの視察組を組織し、五月中旬に華東、中南、東北、西北、華北、山西、平原等に派遣して各地の法院組織の状況を視察させた。[58] 視察組は七月二四日に各地の法院状況を総括した。『司法調査報告彙編』は、視察組が取りまとめた各地における司法状況の報告書である。[59] 視察組は『司法調査報告彙編』の「前言」において、如何なる法院においても、「旧法観点」及び「旧法作風」の残余の影響が存在すると報告した。視察組は、これらの影響は法院の幹部が脆弱で、旧司法人員が多数を占める法院において顕著であるとした。視察組は、法院における「旧法観点」及び「旧法作風」の残余の危害が深刻であるため、司法組織全体を改革する運動が必要であるとした。[60] 視察組は旧司法人員、すなわち前政権の留用人員に問題があると総括したのである。

表6は、『司法調査報告彙編』の「法院組織概況」に基づいて、筆者が各地区の法院の状況をまとめたものである。[61] 「法院組織概況」は題目からも看取できるように、法院の組織状況に関する報告である。この報告は『司法調査報告彙編』の第一部に該当し、本報告書の全体のうち約三分の一を占めた。これは視察組の法院の旧司法人員に対する関

表６　中央政法機関視察組による各地の司法部門の状況に関する報告

地域	幹部全体（人）	旧司法人員（人）	報告概要
華東区	8,284	2,042	華東区の未解決事件は15万件。法院の院長副院長をすでに６人を処分。2,042名の旧司法人員中、約20%が汚職、違法、反革命分子であるため、刑事処分あるいは労働改造させる。約20%が改造、進歩することで留用できる。約60%が、旧法思想、旧習慣が強いため、法院での任務に適さない。各級人事部門により転職させる。都市では労働者、県では農民の優秀分子を吸収する。上海市では650人を除くことを決定した（一部分は華東革命大学で訓練）。少数の幹部以外に法院人員の半数を置き換える。労働者と店員600名、「三反」運動の積極分子と幹部300名、計900人を補充した。
中南区	6,265	1,652	中南区では、旧司法人員の裁判部門における割合は50%以上。その大部分は、審判庭の庭長、組長、審判員。老幹部と青年知識幹部は極めて少数。武漢及び２つの区 の裁判人員において、過去に罪を犯し、汚職、違法乱紀による法処分が必要な者が27.7%、反動思想及び旧法観点が濃厚で留用できない者が47.3%、比較的作風が正しく、歴史的に大きな問題の無い旧法観点濃厚ではない者が25%存在する。
西北区	7,551	約半数	西北区では「三反」運動中、800人の司法幹部を削減（違法失職者、転業者約350人。整頓の対象者は450人。西北全区の旧司法人員は全体の約50%。陝甘寧新疆の四省の幹部、1,908人のうち、老幹部415人の21%が旧司法人員。新幹部921人の大部分は青年知識分子。その他は短期訓練を受けた旧政府人員。そのうち旧司法人員が48%を占める。陝甘寧新疆の四省の旧司法人員は582人で31%を占める。
東北区	2,324	131	東北区の司法幹部中、共産党員は912人（40.5%）、共産党青年団員は575人（24.6%）、旧司法人員は131人（6%）、過去に反動的党派及び団体、邪教に属していた者は240人（約10%）。司法幹部中、中学卒業程度の学歴の者は74.5%（ただし老幹部には少ない）。第二次世界大戦終結以前からの共産党員は5.4%。瀋陽解放以降の共産党員は40%。司法幹部中、学生幹部は52.7%。労働者、農民の幹部は少ない（ただし学生の多くは中農、貧雇農、都市貧民出身）。

出典：中央政法機関司法改革辦公室『司法調査報告彙編』（内部資料、1952 年）、4-8、22-42、43-48、49-62 頁より筆者作成。

心の高さを示したと言える。視察組は各地の法院の裁判員に旧司法人員が多数を占めている状況を懸念した。そのため、視察組は各地の法院の旧司法人員を共産党の新幹部及び老幹部で交替し、組織を「整頓」する必要があるとしたのである。

華東区及び中南区では司法幹部のうち旧司法人員が約二割を占めた。華東区及び中南区は旧司法人員のうち二割を留用できると判断した。西北区では司法幹部のうち約半数が旧司法人員であった。だがどの程度を旧司法人員を留用できるかについては記載がない。旧司法人員に交替可能な共産党の新幹部及び老幹部の供給源が未確定だったため、報告書に記載できなかったのである。東北区では、司法幹部のうち旧司法人員は

一割にも満たなかった。これは東北区が他地区より早い段階で共産党による支配が確立されたため、旧司法人員と新幹部及び老幹部の交替が進んでいるという視察組の認識を表した。視察組は「司法改革」運動の力点を、法院における旧司法人員の「整頓」と共産党幹部による交替に置いた。[62] こうして視察組の報告書が「司法改革」運動全体に反映されていったのである。

(二) 「司法改革」運動の展開

一九五二年八月、党指導部は「司法改革」運動を正式に開始した。八月一七日、『人民日報』第一面に「司法工作を徹底的に改造しなければならない」を掲載し、「司法改革」運動の必要性を強調した。[63] しかしながら、地方党指導部は「司法改革」運動に積極的ではなかった。毛沢東によると、地方党指導部に何度も「司法改革」運動に電報を送っているにもかかわらず、多くの地方党指導部が執行状況を報告せず、彼を無視したという。[64] 毛沢東はこれを「許容できない」として強く批判している。[65] 地方党指導部は、「司法改革」運動についての党指導部の真意を摑み切れていなかったがゆえに、如何に報告を行うかを探っていたのである。また毛沢東が直々に電報を送ったことは、彼が「司法改革」運動に関心を持っていたことを証拠付けるものである。

「司法改革」運動が始まると、党指導部は地方党指導部の法院の「整頓」への傾倒を懸念し始めた。一九五三年八月三〇日、党指導部は省、区級の党委員会に向け、各級法院の機構改造と「旧法観点」の排除を相互に結び付けることを強調した。[66] 党指導部は、法院の整頓は短期間で終わるが、「旧法観点」の排除は長期にわたる思想闘争だとした。それゆえ「司法改革」運動は、必ず「旧法観点」の排除から着手し、最後に法院を「整頓」するよう命じた。党指導部は旧司法人員を共産党幹部と交替することで「整頓」しても、「誤判決事件」及び「未解決事件」を根絶できないと感じたのだろう。

しかしながら、党指導部の懸念は現実となった。表7及び表8は、一九五三年四月に中央政法機関司法辦公室が作成した『司法改革及び司法建設の参考文件』に基づき、筆者が各地における「司法改革」運動の報告をまとめたものである。[67] 表7の「成果」の項目にあるように、各地の党指導部のうち半数が法院の整頓を、また残りの半数が「旧法観点」、あるいは「旧法思想」の排除を「司法改革」運動の第一の成果として挙げた。このように各地の地方党指導部により、法院の「整頓」及び「旧法観点」の排除のいずれを「司法改革」運動の第一の成果として強調するかに差異が生じた。法院組織の「整頓」を強調する地方指導部は、数値として目に見える成果を求めた。「旧法観点」の排除を強調する地方指導部は、党指導部の政策を忠実に執行したことを示そうとしたのである。

党指導部が「司法改革」運動における法院の「整頓」、「旧法観点」の排除を強調したがゆえに、司法部門の指導者が問題として認識していた「誤判決事件」及び「未解決事件」の解消は相対的に不十分に終わった。各地方党指導部は他部門の人員転用及び積極分子の登用により、「誤判決事件」及び「未解決事件」を適切に処理することができたと報告した。このような処理方法は、前章で見たように党指導部の既定方針であり、司法幹部が不足している状況下では致し方なかった。しかし、「司法改革」運動は、本稿の第二章㈠で見たような司法体制自体が内包する問題点にまで踏み込むことができなかったのである。

㈢　「司法改革」運動の影響

一九五三年一月一七日、政法委員会は「司法改革」運動の基本的な終結を宣言した。だが「司法改革」運動が終結する頃には、中国の社会主義体制への移行が本格化していた。それに伴い、「司法改革」運動の党指導部における位置付けも変化した。一九五三年四月一一日から二五日まで、政法委員会は第二回全国司法会議を開催した。[68] 一九五三年五月、司法部は本会議の報告をまとめた『第二回全国司法会議文件』（以下、『会議文件』）を刊行した。[69]「第二回全

国司法会議決議」は一〇頁一二項から構成された。第一項では、司法工作が勝利を収めたことを強調された。第二項では、中国が大規模な経済建設の段階にあることが強調された。そのためには、経済建設の司法による保証、「未解決事件」の整理、各級法院の「誤逮捕、誤拘留、誤判決」の処理、法院組織の充実が必要であるとの見解が示された。[70] 第五項では、「誤判決事件」、「未解決事件」のみが約三頁にわたり議論された。第五項は、「第二回全国司法会議決議」全体の約三割の頁数を占めた。司法部門としては、「誤判決事件」、「未解決事件」の解決が重要だったのである。

『会議文件』は、史良の「人民司法工作建設を強化する」を総括として掲載した。[71] そこでは、「司法改革」運動を通じて、司法幹部から「旧法思想」を取り除き、前政権で教育を受けた司法幹部を、共産党政権で教育を受けた司法幹部と交替させ、司法組織の純潔性を高め、「未解決事件」を減らし、「誤判決事件」を再審したと成果を強調した。同時に「未解決事件」は依然多く、「誤判決事件」の再審も今後継続していかなければならないと述べた。[72] だが『会議文件』のうち、党指導部が一般大衆に向けて公開したのは経済建設に重点を置いた『人民日報』社論のみだった。[73] 党指導部としては、「誤判決事件」、「未解決事件」は引き続き解決を図るが、すでに対処済みの問題であった。中国の社会主義化は基本的な完成を遂げていたため、社会主義理念上、法院の人員は党の方針を理解し、人民に奉仕するため、「誤判決事件」、「未解決事件」は存在してはならなかったのであろう。

その一方で、党指導部は「誤判決事件」、「未解決事件」の更なる解決に前向きだった。彼らが着目したのが検察の役割だった。一九五三年六月下旬、党指導部は『人民日報』の社説において検察の質を向上するよう主張した。[74] また一一月末には、彭真は各級の検察署の幹部と機構の健全化を推進するよう指示した。彼は検察を健全化してこそ、「誤逮捕、誤拘留、誤判決」を防止できると述べた。[75] このような彭真の認識の背景には、ソ連の専門家からのアドバイスがあった。一〇月中旬には、党指導部はソ連の専門家から公安、司法による「誤判決事件」を防ぐためには、検察を活用するようアドバイスを受けていた。[76] こうして一〇月以降、党指導部はソ連のアドバイスに基づいて検察の強

表７　「司法改革」運動の執行状況

地域	開始時期	終了時期	成果	概要
華北区	1952年8月	1952年12月	組織整頓、旧法観点	司法幹部4,395名及び公安幹部3,377名が「司法改革」運動に参加した。全司法幹部の95.4%が「司法改革」運動に参加した。「司法改革」運動に関して各種会議が3,675回開催され、参加人数は7,266,697人（うち区村幹部126,860人）に上った。45,762件を検挙した。うち27,674件は大衆による検挙であった。
東北区	1952年7月	1952年12月	旧法観点（政策歪曲、誤判決案件）、大衆運動、組織整頓	17,6861件を再検査したところ、37,704件（全体の21%）に問題があった。熱河、瀋陽の5,923件の問題のある案件を除き、残りの5省4市の政策上の誤りが8,593件（全体の23%）を占めた。観点の誤りは11,381件（問題のある案件の30%強）を占めた。旧法作風の誤りは11,807件（31%強）あった。関連会議は1,519回、参加人数63,897人、意見5,183個、「司法改革」運動の宣伝教育を受けた大衆は3,014,565人に上った。
西北区	1952年8月	1952年12月	組織整頓、旧法観点（未解決事件、未受理案件）、大衆運動	13,600余りの問題が存在した。326人の旧司法人員のうち296人が「司法改革」運動に参加、70%が審判工作に参加。陝西省の３年間の未解決事件は1,062件、うち判決への不服申し立てが297件、判決の効力が発生していないもの279件、判決と執行の過程から外れたもの481件、案件未処理601件であった。全体の案件受理の割合は29%であった。自白の強要による侵犯人権394件（誤拘留354件）発生した。
華東区	1952年6月	不明	組織整頓、旧法観点、未解決事件、大衆教育	未解決は155,731件。「司法改革」運動の検挙分と併せて165,362件（約70%）を大衆と処理した。法院に協力した大衆は302,135人に上る（山東、福建、蘇北を除く）。運動中に45,960個の調解委員会を設立した。294,955名の調解委員を得た。大衆動員で幹部教育を受けた者は13,943,347人に上った（山東、福建を除く）。
中南区	1952年9月	1953年1月	旧法思想、組織整頓、誤判決・投獄、大衆運動	法院が受理した140数万件のうち707,686件の民事刑事を再検査した。そのうち90,704件（12%強）に問題があった。完全な誤判決は4,000件以上であった。江西省では90個の単位が926回当事者座談会、99回再判決大会、327回公開謝罪を実施した。河南省安陽市では人口半数の5万人が各種会議に参加した。洛陽専区では6,000あまりの大小会議に100万人あまりが参加、大衆による4,900件の検挙、274回の関係者座談会に計2,500人が参加した。広西省では400万人以上を直接教育、9,000あまりの検挙がなされた。湖南では各種会議が13,000回あまり、当事者座談会250回、11,000件あまりの検挙、大規模な再判決大会を32回が行われた。全省で800万人以上を教育した。広州市では、各種会議に64万人が参加した。武漢市では一回の再判決大会に3万人あまりが参加した
西南区	1952年9月	1953年1月	旧法思想・旧法作風、組織整頓、大衆運動、未解決事件	4,000名あまり（95%）の幹部が参加。80,000件の検挙がなされた。約4万の未解決事件をを処理した。
内蒙古自治区	1952年7月	1952年12月	組織整頓、大衆路線	不明
福建省	1952年7月	不明	組織整頓、機構整理、大衆動員、主要任務の緊密化	不明
貴州省	1952年9月	不明	思想作風、組織整頓、制度改革、大衆動員（検挙、誤判決）	大小会議1,652回開催、403,000人あまりを教育した。4,843件の大衆による検挙がなされた。
天津市	1952年9月	1952年11月	思想検査（未解決事件、誤判決検査）、思想改造及び整頓	再検査したところ1,302件の判決に問題があった。新聞で100件あまり再判決の案件を掲載。ラジオで20-30万人に宣伝を行った。幹部大会、宣伝員大会、座談会、当事者申訴会、公開検討会を開催した。これらには1万人以上が参加した。政法機関及び新聞社は検挙箱と大衆接待組を設置した。1,000人が利用し、2,016件を検挙した。

出典：中央政法機関司法改革辦公室編『司法改革興司法建設参考文件』（内部資料、1953年）、27-32、32-42、42-47、47-51、51-64、64-70、70-75、75-80、80-87、87-92頁より筆者作成。

表８　「司法改革」運動における各地域の司法幹部の人事異動

地域	全体	離任	着任	再審査	未統計
華北区	4,395	983	994	19	不明
東北区	2,432	422	575	7	不明
西北区	不明	359	383	21	不明
華東区	7,075	2,454	2,060	不明	154
中南区	6,069	374	1,053	84	238
西南区	3,856	不明	1,538	816	不明
内蒙古自治区	不明	6	987	2	18
福建省	不明	不明	213	不明	277
貴州省	812	172	295	不明	19
天津市	419	不明	186	不明	不明

注：「離任」は次の項目の合計数である。「離任」（調離）、「法による処理」（法辦）、「逮捕」、「刑事処分」、「民事処分」、「転業」、「定年退職」（退休）、「訓練」、「解任」（開除）、「故郷に帰り生産に従事する」（回家生産）、「職を解く」（撤職）、「配置転換」（調動工作）、「解雇し、退職金を与える」（資遣）。そのほかの中国語は次のように訳した。「着任」（調進）、「再審査」（清洗、清刷）。中央政法機関司法改革辦公室編『司法改革興司法建設参考文件』（内部資料、1953年）、28、37、45、48、54、66、73、77、85、89頁より筆者作成。

化を推進していった。

四　おわりに

中国の社会主義化と司法体制の構築は次のように進行した。党指導部は、人材不足のなかで司法体制を整えた。その結果、公安及び検察の人員が重複し、役割分担が曖昧になった。また法院が「未解決事件」、「誤判決事件」を一挙解決できなかったことは、司法に対する公安の介入を招いた。党指導部は「司法改革」運動を通じて「誤判決事件」、「未解決事件」の一挙解決を試みた。党指導部は、「誤判決事件」、「未解決事件」の要因を、法院における留用人員の「旧法観点」、「旧法思想」に求めた。地方党指導部は党指導部の意図を汲みつつ、「司法改革」運動を執行した。だが「司法改革」運動を通じて、党指導部は「誤判決事件」、「未解決事件」を根本的に解決できなかった。党指導部は中国が「社会主義の過渡期」に移行を開始した後に、社会主義の理念と矛盾を起こさずに「誤判決事件」、「未解決事件」を消し去る新たな方策を見つけ出す必要があった。そこで党指導部は、司法体制を変更せずに検察の役割を強化することで「誤判決事件」、「未解決事件」を解決できるとしてソ連モ

デルに傾倒していったのである。

「司法改革」以降の歴史を概観すると、党指導部はやはり「誤判決事件」、「未解決事件」を消し去ることはできなかったと言える。一九五七年の「反右派闘争」において、党指導部は「誤判決事件」、「未解決事件」の原因が司法体制そのものにあると指摘し、「社会主義法制化」を推進しようとした司法幹部及び民主党派を打倒していったのである。[77] 中国は司法体制を社会主義化することによって、その制度的欠陥を克服することはできなかったのである。たとえ如何なる崇高な政治理念を有しようとも、現実には司法判断を為すのが人間である以上、「誤判決事件」、「未解決事件」の発生を我々は免れ得ないのである。こうして中国は理想と現実の乖離を埋められぬまま司法体制の社会主義化を完成させ、「社会主義の過渡期」に移行していった。

（1）　中共中央党史研究室『中国共産党歴史（一九四九―一九七八）』（北京：中共党史出版社、第二巻上冊、二〇一一年）、三〇、六九頁。本稿では、中国が成立した一九四九年一〇月から、「社会主義の過渡期」への移行が開始された一九五三年までを、建国初期と定義する。

（2）　通山昭治「建国初期中国の司法のための一考察：第一回全国司法会議と司法改革運動を中心に」『東京都立大学法学会雑誌』一九九〇年、三一巻二号、四六九―五二八頁：候松寿「建国初期的司法改革運動：回顧与思考」『中国特色社会主義研究』、二〇〇八年第一期、九三―九八頁：吉見崇「法制史：憲法と司法を中心に」中村元哉、大澤肇、久保亨編『現代中国の起源を探る史料ハンドブック』（東方書店、二〇一六年）、三三頁。

（3）　本稿で見るように、「整頓」は実際には排除の意味に近かったと思われる。経済組織における前政期からの留用人員の「整頓」と共産党員による代替に関しては、楊奎松「建国前後中国共産党対資産階級政策的演変」『近代史研究』（総第一五二期、二〇〇六年二期）、一―二五頁が詳しい。

（4）　薛化元著、吉見崇訳「憲法の制定から憲法の施行へ：『政協憲草』とリベラリスト憲政主張（一九四六―一九七二）」石塚迅、中村元哉、山本真編『憲政と近現代の中国：国家、社会、個人』（現代人文社、二〇一〇年）四六―五三頁。「社会主義

の過渡期」とは、党指導部が中国が一九五三年より社会主義社会に移行するに際して定めた期間である。

（5）法制委員会委員兼大学教授の李光燦は、一九五二年八月二二日付の『人民日報』にて、次のように「旧法観点」を説明している。「旧法観点」とは、第一に、人民民主独裁の原則に違反し、敵味方の区別無く「法の平等」を説くこと、第二に、国家と人民の利益に無関心で、違法な資産階級分子による国家経済建設の破壊を助けること、第三に、大衆から離れ、司法機関を「衛門化」（官吏となる）させ、従来の機械的で煩瑣な手続きを行い、事務室に居座ったまま事件に取り組み、事件の処理を遅延させること、第四に「司法の独立」を強調し、職権を濫用すること、第五に、大衆運動から離れ、大衆からも政治からも、共産党の指導路線からも離れること。李光燦、李剣飛「粛正反人民的旧法観点」。この「旧法観点」に基づいて、司法幹部が行動することが「旧法作風」あるいは「旧司法作風」とされた。

（6）「誤判決事件」、「未解決事件」の中国語は、それぞれ「錯案」、「積案」である。

（7）本稿では、省レベル以下の党指導部を地方党指導部とする。

（8）「中国人民共和国中央人民政府組織法」『人民日報』一九四九年九月三〇日。

（9）「董必武報告：中華人民共和国中央人民政府組織法草擬的経過及基本内容」『人民日報』一九四九年八月二三日。

（10）中国とソ連における司法体制の比較としては、福島正夫『中国の人民民主政権：その建設の過程と理論』（東京大学出版会、一九六五年）、一〇九頁、また中国建国以前における共産党の司法体制を整理した研究としては汪世栄、劉全娥、王吉徳、李娟『新中国司法制度的基石：陝甘寧辺区高等法院（一九三七―一九四九）』（北京：商務印書館、二〇一一年）を参照。

（11）「政治法律委員会主任副主任及委員名単」『人民日報』一九四九年一〇月二〇日。

（12）前掲「中国人民共和国中央人民政府組織法」。

（13）「最高人民法院院長副院長及委員名単」『人民日報』一九四九年一〇月二〇日。

（14）徐友春主編『民国人物大辞典（下巻）』（石家荘：華北人民出版社、二〇〇七年）、一七九六―一七九七頁。

（15）前掲「中国人民共和国中央人民政府組織法」。

（16）「関於政府機構与職権几個問題」『人民日報』一九五〇年三月二六日。

（17）前掲『新中国手法制度的基石：陝甘寧辺区高等法院（一九三七―一九四九）』、五一、二七一頁。

（18）東北日報社会服務部、編者「最高人民検察署人民監察委員会法制委員会三者的関係怎様？」『人民日報』一九五〇年四月一六日。

(19) 毛沢東はこの点について、「法制委員会は終始機構が不健全であった。王明は一九五〇年一〇月にソ連に行って以来不在である。この四年間に婚姻法以外に制定できていない」と批判した。彭真伝編写組編『彭真年譜（第二巻）』（北京：中央文献出版社、二〇一二年）、一九五三年一〇月三〇日の条、四〇七―四〇八頁。

(20) 「中央法律委員会任務与組織的決定（一九四八年一二月一二日）」中央档案館編『中共中央文件選集（一九四八）』（北京：中共中央党校出版社、第一七冊、一九九二年）、五六三頁。

(21) 前掲「中国人民共和国中央人民政府組織法」。

(22) 本稿における新民主主義とは、中国が「社会主義の過渡期」に移行する前段階において、共産党を含む第三勢力が連合して政権を運営させる方針を指す。

(23) 民主党派とは、中国共産党、中国国民党以外の第三勢力の総称を指す。

(24) ソ連駐中大使のニコライ・ヴァシリエヴィチ・ローシャンも一一月一五日に政務院総理兼外交部長の周恩来を訪問した際、沈鈞儒と史良「中国共産党の親密な友人である」と評している。「羅申与周恩来談話紀要：通報中国国内形勢（一九四九年一一月一五日）」沈志華主編『俄羅斯解密档案選編：中蘇関係（一九四九・三―一九五〇・七）（第二巻）』（上海：東方出版中心、二〇一四年）、一六〇頁。ローシャンの一九四九年一二月一日の工作日記より。

(25) 蔣介石「中華民国三十八年元旦告全国軍民同胞書」蔣総統言論彙編編輯委員会『蔣総統言論彙編：書告（第二二巻）』（台北：正中書局、一九五六年）、八頁。

(26) 毛沢東「中共中央毛沢東主席関於時局的声明」中共中央文献編輯委員会『毛沢東選集（第四巻）』（北京：人民出版社、一九九一年）、一三八九頁。毛沢東と蔣介石のやり取りについての具体的な記述は、前掲『中国の人民民主政権：その建設の過程と理論』、三九八―三九九頁を参照。

(27) 「関於廃除国民党的六法全書与確定解放区的司法原則的指示（一九四九年二月二〇日）」中央档案館編『中共中央文件選集（一九四九）』（北京：中共中央党校出版社、第一八冊、一九九二年）、一五〇―一五三頁。

(28) 董必武「旧司法工作人員的改造問題（一九五〇年一月四日）」、董必武『董必武政治法律文集』（北京：法律出版社、一九八六年）、八八頁。

(29) 「羅申与沈鈞儒会談紀要：司法機関組織籌備等問題（一九四九年一〇月二七日）」。これはロシア档案館による一九四九年一一月七日のローシャンの工作日記からの抜粋である。

(30) 「建設新中国的法律与司法工作」『人民日報』一九四九年六月一八日。
(31) 関懐「培養改造司法人材 政法大学明開学 学員千五百人已到校『人民日報』一九四九年一一月五日。
(32) 「新法学研究院成立 沈鈞儒院長等致詞，号召旧司法人員徹底改造思想，成為人民的司法工作者」『人民日報』一九五〇年一月五日。
(33) 中央人民政府司法部「対中南、西南等二十個地区司法幹部訓練班教学計劃的批覆並通報」中央政法公報編輯委員会編『中央政法公報』(第三一期、一九五一年八月)、四—六頁。
(34) 「中共中央関於鎮圧反革命活動的指示（一九五〇年一〇月一〇日）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編（第一冊）』(北京：中央文献出版社、一九九二年)、四二〇—四二三頁。
(35) 羅瑞卿「羅瑞卿同志在第二次全国公安会議上的報告（一九五〇年一〇月一六日）」著者不明『公安会議文件匯編』(内部資料、一九五八年)、二三頁。羅瑞卿は、前年の第一次全国公安会議では、緊急案件に関しては「反革命分子」を軍事管制委員会の名義で処理し、法院に報告せずともよいとの見解を示していた。羅瑞卿「羅瑞卿同志在第一次全国公安会議上的総結報告（一九四九年一一月一日）」前掲『公安会議文件匯編』、九頁。
(36) 劉少奇「劉少奇同志在第二次全国公安会議上的講話（一九五〇年一〇月一八日）」前掲『公安会議文件匯編』、三五頁。
(37) 前掲『彭真年譜』、一九五〇年一二月一一日の条、一五一—一五二頁。
(38) 中国五十年代初中期的政治運動数据庫編集会『中国五十年代初中期的政治運動数据庫：縦土地改革到公私公営、一九四九—一九五六』(美国哈佛大学費正清中国研究中心、二〇一四年）は、カリフォルニア州立大学の宋永毅が中心となって編集したデータベースであり、当該時期の『内部参考』の報道記事を多数収録している。『内部参考』は現在に至るまで、党指導部のみが閲覧を許される内部の日報である。次に挙げる報道記事は、本データベースに収録されている『内部参考』が出典である。「重慶市各階層人民対我逮捕特務分子後的反映」一九五一年三月二九日：「蘭州鎮圧反革命分子後的社会反映」一九五一年四月七日：「北京群衆対鎮圧反革命的反映」一九五一年四月九日。また本論文で引用する『内部参考』はすべて本データベースが出典である。
(39) 「政務院和最高人民法院連合指示 人民司法机関須迅速清理積案 主動地有効地発揮其在当前政治任務中的積極作用」『人民日報』一九五〇年一〇月一四日。
(40) 「司法工作者応迅速准確処理群衆控訴案件」『人民日報』一九五一年一月九日。

(41) 毛沢東「中共中央政治局拡大会議決議要点（一九五一年二月一八日）」中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿（第二冊）』（北京：中央文献出版社、一九八八年）、一二七頁。泉谷は、同文を一般大衆及び民主党派の「反革命分子」に対する教育効果を狙った政策と見做した。だがこの政策は、「誤判決事件」による冤罪を防止できないがゆえに、一般大衆に責任を転嫁させる目的もあったと解釈できる。前掲『中国建国初期の政治と経済：大衆運動と社会主義体制』、一五五、一五九頁。

(42) 「中央関於向各界人士解釈鎮圧反革命的必要性的電報（一九五一年二月二八日）」前掲『建国以来毛沢東文稿』（第二冊）、一四七―一四八頁。

(43) 前掲『公安会議文件匯編』、六四頁。

(44) 「中央関於対犯有死罪的反革命分應大部採取判処死刑緩期執行政策的決定（一九五一年五月八日）」前掲『建国以来毛沢東文稿』、二八〇―二八二頁。

(45) 「中央関於転発第三次全国公安会議決議的通知（一九五一年五月一六日）」前掲『建国以来毛沢東文稿（第二冊）』、二九四頁。ただし「未解決事件」の処理は、少なくとも一九五一年八月末まで続いた。「政務院、最高人民法院関於清理反革命罪犯積案的指示（一九五一年八月二七日）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編（第二冊）』（北京：中央文献出版社、一九九二年）、三八一―三八三頁。

(46) 「三反」、「五反」運動とは、官僚の汚職腐敗と資本家の不正行為を摘発する大衆運動である。「三反」は汚職、浪費、官僚主義への反対、「五反」は贈賄、脱税、国家資材の横領、手抜き仕事とごまかし、国家経済情報の窃盗への反対を指す。

(47) 「中共中央批転北京市委開展反貪汚闘争的報告的指示（一九五一年一二月四日）」前掲『建国以来重要文献選編（第二冊）』、四九八頁。

(48) 「馮基平、張明河同志関於三反闘争中自殺状況向彭真同志的報告（一九五二年二月二〇日）」中共北京市委政策研究室編『中国共産党北京市委員会重要文件匯編（一九四九、一九五〇）』（内部資料、一九五五年）、一一七頁。

(49) 前掲『中国共産党北京市委員会重要文件匯編（一九四九、一九五〇）』、一一八頁。なお「白状」の中国語原文は「坦白交代」である。

(50) 薄一波『若干重大決策与事件的回顧（上巻）』（北京：中国党史出版社、一九九一年）、一七〇頁。

(51) 新華社「華東和上海機関打虎運動基本告一段落 打出老虎八万只 其中有两万只是假的」『内部参考』一九五二年三月一四日。なお「間違い」の中国語原文は「假的」である。

(52) 「中共中央関於争取勝利結束『三反』運動中的若干問題的指示」前掲『建国以来重要文献選編（第二冊）』、二二二—二二四頁。
(53) 前掲「中共中央政治局拡大会議決議要点（一九五一年二月一八日）」、三九頁。
(54) 前掲「建国前後中国共産党対資産階級政策的演変」。
(55) 前掲『彭真年譜』、一九五二年一月三一日の条、二五〇頁。
(56) 前掲『彭真年譜』、一九五二年一月三一日の条、二五〇頁。
(57) 前掲『彭真年譜』、一九五二年二月九日の条、二五四頁。
(58) 本稿では「中央政法機関連合視察組」を「視察組」と略記する。
(59) 『司法調査報告彙編』は、前言、第一部「人民法院組織概況及び司法改革運動状況」、第二部「旧法観点と旧司法作風」、第三部「人民法廷の経験と紹介」、第四部「検察、監察状況」の五部構成である。中央政法機関聯合視察組『司法調査報告彙編』（内部資料、中央政法機関司法改革辦公室、一九五二年）。
(60) 中央政法機関連合視察組「前言」前掲『司法調査報告彙編』（内部資料、一九五二年）。
(61) 『司法調査報告彙編』の「人民法院組織概況及び司法改革運動状況」には、華北区に関する報告の記載がない。華北区は北京、天津の法院に関する情報が豊富な地域である。それゆえ中央政法機関連合視察組は敢えて華北区を記載する必要がないと考えたのだろう。本稿では「人民法院組織概況及び司法改革運動状況」を「法院組織概況」と略記する。
(62) 党指導部が法院における留用人員の「旧法観点」、「旧法作風」を「整頓」という手段を伴わずに排除可能であったと認識していたかは、現時点では不明である。だが党指導部は「三反」運動中より、共産党組織のみならず、政府、民間にわたり全般的に組織の刷新を計画していた。そのことから考えると、法院の「整頓」も不可避だったといえる。「中共中央関於在『三反』運動的基礎上進行整党建党工作的指示（一九五二年五月三〇日）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編（第三冊）』（北京：中央文献出版社、一九九二年）、一九七—二〇一頁。
(63) 「必須徹底改革司法工作」『人民日報』一九五二年八月一七日。同日の『人民日報』第一面には、「堅決克服部分司法機関中的厳重不純現象 全国将展开司法改革運動」が掲載された。こちらは、「三反」運動中における法院の誤りを紹介しつつ、「司法改革」運動の必要性を説いた。
(64) 毛沢東「在中央転発華東局関於司法改革工作指示的批語稿上加写的話（一九五二年八月四日）」、中央文献研究室編『建国

以来毛沢東文稿（第三冊）』（北京：中央文献出版社、一九八九年）、三一六頁。

(65) 前掲『建国以来毛沢東文稿』、三一六頁。

(66) 「中共中央関於進行司法改革工作応注意的几個問題的指示」前掲『建国以来重要文献選編（第三巻）』、三一六―三一七頁。

(67) 『司法改革興司法建設参考文件』は三部構成である。第一部は、史良「関於徹底改造和整頓各級人民法院的通告」『人民日報』一九五二年八月二三日、人民日報社論「必須徹底改革司法工作」、「列寧、斯大林論廃除反人民的舊法制和建設革命的新法制」を収録した。第二部は、一九五三年八月から一九五三年四月にかけての各地の「司法改革」運動の報告書を「司法改革簡報」として収録した。第三部は各地における先進的な事例を記載している。中央政法機関司法改革辦公室編『司法改革興司法建設参考文件』（内部資料、一九五三年）。

(68) 前掲『司法改革興司法建設参考文件』、三二五頁。会議では、董必武、史良、張志讓が報告し、決議文を作成したという。

(69) 中国人民政府司法部『第二回全国司法会議文件』（内部資料、一九五三年）。『第二回全国司法会議文件』は、「第二回全国司法会議決議」一―一二頁、史良「関於加強人民司法工作建設的報告（一九五三年四月一一日第二回全国司法会議上報告）」一三―二〇頁、人民日報社論「加強国家建設時期的人民司法工作」二一―二六頁を収録した。

(70) 「誤逮捕、誤拘留、誤判決」の中国語原文は、「錯捕、錯押、錯判」である。

(71) 前掲「関於加強人民司法工作建設的報告（一九五三年四月一一日第二回全国司法会議上報告）」。

(72) 前掲「第二回全国司法会議決議」。

(73) 前掲「加強国家建設時期的人民司法工作」。

(74) 「必須提高検査工作的質量」『人民日報』一九五三年六月二〇日。

(75) 前掲『彭真年譜』、一九五三年一一月二八日の条、四二八―四二九頁。

(76) 前掲『彭真年譜』、一九五三年一〇月一二日の条、四〇五頁。

(77) 「司法改革」運動以降の司法をめぐる動きについては、稿を改めて議論したい。

有澤　雄毅（ありさわ　ゆうき）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　アジア政経学会
専攻領域　中国現代政治史